令和4年度末　鉄軌道車両のバリアフリー化設備整備状況

別紙6

令和5年3月31日現在

	事業の用に供している編成数（車両数）		改正後の公共交通移動等円滑化基準に適合した編成数（車両数）（令和5年4月施行後の新基準への適合状況）		公共交通移動等円滑化基準に適合した編成数（車両数）※1		改正前の公共交通移動等円滑化基準に適合した編成数（車両数）（令和2年4月施行前の旧基準への適合状況）		車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準の規定を満たしている編成数	トイレのある編成のうち車椅子対応トイレのある編成数※2	案内装置のある編成数※3	車両間転落防止設備のある編成数※4
	編成数	車両数	編成数	車両数	編成数	車両数	編成数	車両数				
JR旅客会社　6社	5,322	24,601			1,949	10,982	3,541	20,649	2,777	3,197 (4,468)	3,814	4,316
編成数又は車両数に対する割合					36.6%	44.6%	66.5%	83.9%	52.2%	71.6%	71.7%	81.1%
うち新幹線車両	403	4,933	58	769	123	1,513	403	4,933	123	403 (403)	403	403
編成数又は車両数に対する割合			14.4%	15.6%	30.5%	30.7%	100.0%	100.0%	30.5%	100.0%	100.0%	100.0%
うち特急車両	554	2,786	16	54	77	256	407	2,219	129	473 (551)	422	489
編成数又は車両数に対する割合			2.9%	1.9%	13.9%	9.2%	73.5%	79.6%	23.3%	85.8%	76.2%	88.3%
大手民鉄　15社	2,722	14,380			1,555	9,614	1,825	10,897	2,062	176 (321)	1,787	2,686
編成数又は車両数に対する割合					57.1%	66.9%	67.0%	75.8%	75.8%	54.8%	65.7%	98.7%
うち特急車両	224	1,035	0	0	73	411	138	707	82	138 (224)	192	224
編成数又は車両数に対する割合			0.0%	0.0%	32.6%	39.7%	61.6%	68.3%	36.6%	61.6%	85.7%	100.0%
東京地下鉄・大阪市高速電気軌道・公営	1,215	7,759			939	6,330	1,085	7,158	1,133	0 (0)	1,063	1,179
編成数又は車両数に対する割合					77.3%	81.6%	89.3%	92.3%	93.3%	0.0%	87.5%	97.0%
JR、大手民鉄 東京地下鉄・大阪市高速電気軌道・公営 小計	**9,259**	**46,740**			**4,443**	**26,926**	**6,451**	**38,704**	**5,972**	**3,373** **(4,789)**	**6,664**	**8,181**
編成数又は車両数に対する割合					48.0%	57.6%	69.7%	82.8%	64.5%	70.4%	72.0%	88.4%
中小民鉄	2,226	5,410			882	2,773	969	2,949	1,358	203 (341)	1,439	914
編成数又は車両数に対する割合					39.6%	51.3%	43.5%	54.5%	61.0%	59.5%	64.6%	41.1%
うち特急車両	30	115	0	0	7	21	15	65	9	14 (21)	24	17
編成数又は車両数に対する割合			0.0%	0.0%	23.3%	18.3%	50.0%	56.5%	30.0%	66.7%	80.0%	56.7%
総合計	**11,485**	**52,150**			**5,325**	**29,699**	**7,420**	**41,653**	**7,330**	**3,576** **(5,130)**	**8,103**	**9,095**
編成数又は車両数に対する割合					**46.4%**	**56.9%**	**64.6%**	**79.9%**	**63.8%**	**69.7%**	**70.6%**	**79.2%**
（参考）令和3年度末の数値												
総合計	11,650	52,535			5,097	28,289	7,252	40,994	7,185	3,466 (5,169)	7,799	9,112
編成数又は車両数に対する割合					43.8%	53.8%	62.2%	78.0%	61.7%	67.1%	66.9%	78.2%

※1.「公共交通移動等円滑化基準に適合した編成数（車両数）」とは、車椅子スペースや案内装置を設ける等、公共交通移動等円滑化基準（令和2年4月に施行された基準）のすべてに適合している編成数、車両数をいう。

※2.「トイレのある編成のうち車椅子対応トイレのある編成数」とは、公共交通移動等円滑化基準第32条第5項の基準に適合している編成数をいう。また、（　）内の数字は、トイレのある編成数を、編成総数に対する割合は、トイレのある編成数に対する割合を示す。

※3.「案内装置のある編成数」とは、公共交通移動等円滑化基準第32条第7項の基準に適合している（次に停車する駅や当該車両の運行に関する情報を文字及び音声による提供するための設備を設けている）編成数をいう。

※4.「車両間転落防止設備のある編成数」とは、公共交通移動等円滑化基準第33条第1項の基準に適合している（車両の連結部に転落防止用ほろ等の設備を設けている）編成数をいう。